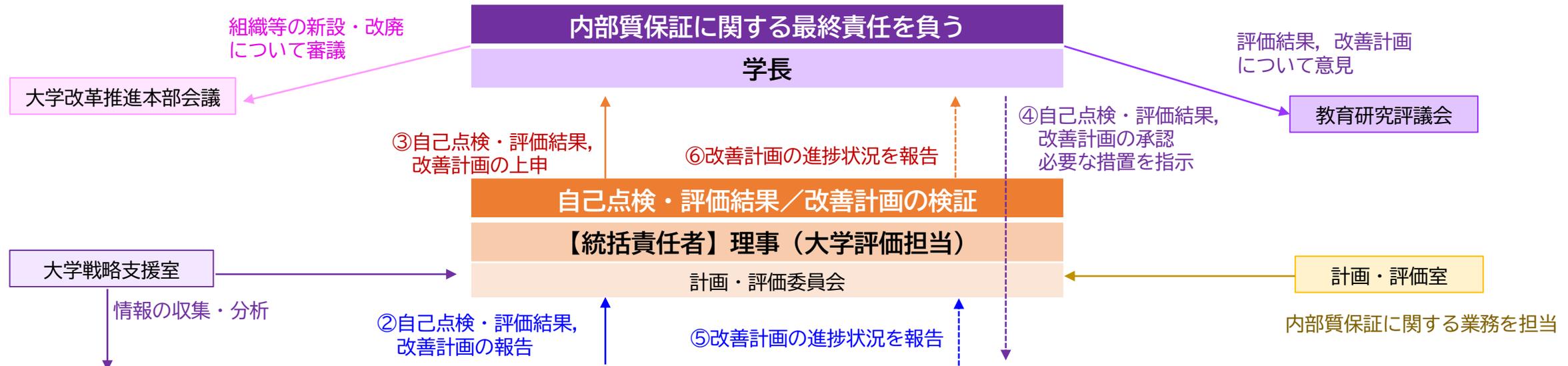


# 富山大学における内部質保証体制



## 【推進責任者】自己点検・評価の実施/改善計画の立案・実行

〈分野〉〈推進責任者〉〈推進組織〉

〈中期目標・中期計画〉	〈教育課程〉	〈教職課程〉	〈学生支援〉	〈学生受入〉	〈施設〉	〈ICT〉	〈図書館〉	〈教育の国際化〉	〈研究活動〉	〈地域貢献活動〉
各計画の担当理事、副学長、学長補佐	教育担当理事、特命理事 又は副学長	教員養成担当理事、特命理事 又は副学長	学生支援理事、特命理事 又は副学長	入試担当理事、特命理事 又は副学長	施設担当理事、特命理事 又は副学長	情報担当理事、特命理事 又は副学長	図書館担当理事、特命理事 又は副学長	国際担当理事、特命理事 又は副学長	研究担当理事、特命理事 又は副学長	社会貢献担当理事、特命理事 又は副学長
各計画の担当会議等	教育・学生支援機構会議		教育・学生支援機構会議	・教育・学生支援機構会議 ・入学試験委員会 ・大学院入試委員会	施設マネジメント委員会	情報委員会	附属図書館運営委員会	国際機構運営会議	研究推進機構会議	地域連携推進機構会議

### 教育研究上の基本組織等

学部 研究科・学環  
教養教育院

①自己点検・評価を実施  
→必要に応じて改善計画を作成

教育課程・教職課程の責任者は、推進責任者と連携しそれぞれの課程における内部質保証を推進する活動を行う。  
(教職課程領域は、教職課程を置く学部・研究科等のみ)

教育課程等の責任者：各学部・研究科等の長，教養教育院長